

議事日程(第2号)

平成23年12月8日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第37号 尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業(操作体制整備型)の事務の委託について
- 日程第2 議案第38号 高鍋町課設置条例の一部改正について
- 日程第3 議案第39号 平成23年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第4 議案第40号 平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第41号 平成23年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第42号 平成23年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第37号 尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業(操作体制整備型)の事務の委託について
- 日程第2 議案第38号 高鍋町課設置条例の一部改正について
- 日程第3 議案第39号 平成23年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第4 議案第40号 平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第41号 平成23年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第42号 平成23年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
-

出席議員(16名)

1番	水町	茂君	2番	徳久	信義君
3番	岩崎	信や君	5番	緒方	直樹君
6番	池田	堯君	7番	中村	末子君
8番	黒木	正建君	10番	後藤	隆夫君
11番	青木	善明君	12番	松岡	信博君
13番	永友	良和君	14番	柏木	忠典君
15番	八代	輝幸君	16番	津曲	牧子君
17番	時任	伸一君	18番	山本	隆俊君

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君 事務局補佐 野中 康弘君
議事調査係長 山下 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	川野 文明君
教育長	……………	萱嶋 稔君	教育委員長	……………	児玉 安夫君
農業委員会会長	……………	渡瀬 俊弘君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長	……………	間 省二君	政策推進課長	……………	森 弘道君
建設管理課長	……………	芥田 秀則君	農業委員会事務局長	…	松木 成己君
産業振興課長	……………	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長	…	原田 博樹君
町民生活課長	……………	三浦 敏君	健康福祉課長	……………	井上 敏郎君
税務課長	……………	田中 義基君	上下水道課長	……………	森 俊彦君
教育総務課長	……………	黒水日出夫君	社会教育課長	……………	三嶋 俊宏君

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。

只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第37号

日程第2. 議案第38号

日程第3. 議案第39号

日程第4. 議案第40号

日程第5. 議案第41号

日程第6. 議案第42号

○議長（山本 隆俊） 日程第1、議案第37号尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の委託についてから日程第6、議案第42号平成23年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上6件を一括議題とし、一議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第37号、尾鈴土地改良事業に伴う国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）の事務の委託について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。3点ほど質疑をしたいと思います。

まず、ダム管理について委託するということなんですけれども、ダム管理については、有資格者が必要と考えますが、何名必要で、どのような資格が必要とされるのでしょうか。

予算については、2カ年分が計上されているようなんですけれども、運営するには、県営事業などの具体的な配水問題も発生すると考えますが、どのようなスキーム、いわゆる流れとなっていくのかお伺いしたいと思います。

また、県営事業が完成していない状況では、一定の放流水関係だけの仕事となると考えますが、どのような仕事が当面予想されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。ダム管理に必要な資格につきましては、ダム管理主任技術者、第三級陸上特殊無線技師、二級小型船舶操縦士、第三種電気主任技術者が必要となりますが、ダム管理にかかわる人員としては、当初、2名体制になるのではないかと考えております。

国営造成施設管理体制整備促進事業の操作体制整備型については、2カ年で施設操作の習熟を目的とするものであります。具体的には、1年目で必要な資格の取得を行いながら切原ダム、及び関連施設を含む国営造成施設全般の基本的な操作等を学び、2年目に一部の暫定供用開始を行いながら実質的な運用を習得していくこととなります。

具体的な業務としましては、ダムの保安管理に関する業務、水管理システムの監視、定期点検、整備、取水・放流施設整備操作、ダムの挙動観測施設の監視、定期点検、整備、その他関連施設の定期点検業務があります。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。県営事業について、川南町では町長がかわり、同意条件としていたことが白紙に戻ることはないのか、大変不安に思っておりますが、また、この費用は莫大であるので、川南町の町長の方針が見えないので私も何とも申せませんが、県営事業についてですね、同意取得に関して高鍋町の、県営事業取得についての同意取得に関して見えているのかどうか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。まず、町内の県営事業の同意取得に関してであります。現在、小丸川土地改良区の定款変更に伴います、これは土地改良区の管理施設の変更がありますので、それに伴う同意取得作業、木城町、高鍋町内の組合員全体の同意をとっております。それから、具体的に事業を実施する県営事業地区の同意取得作業を行っております。現在のところ、土地改良区の定款変更については、おおむね目標に達する状況に来ております。具体的な数字についてはまだ集計をしておりません。

それから、県営事業については、現在のところその数字のところには達しておらない状況でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） ちょっと答弁がなかったので、わからなければわからないと答えていただきたいんですが、川南町で、町長がかわって同意条件としていたことが変更になるおそれがないのかどうかというのを、私、非常に心配しているんですよ。これに

よって、もし同意取得が非常に低くなってしまえば、水のほう、ダム設置そのものの意味がなくなってきて高鍋町は、いわゆる川南町の面積からすれば、非常に、まあ、言い方は悪いんですけど、外れている関係で高鍋町の皆さんがどんなに欲しいと言っても、これができるかどうかというのは非常に私、それを心配してるんですよ。ほかのことは心配をしてないんですけど、川南町ができないということになれば、高鍋町への県営事業の配水管の布設についてもかなり慎重に、県のほうとしてもならざるを得ない状況が出てくるのではないかとということ、私心配してるんですね。それだけがあるもんですから、お隣の川南町の問題とはいえ、かなりこれを注視していかなければ、高鍋町の人がいっくら「水が欲しい」と言ってもできないんじゃないかという不安感がどうしてもぬぐい切れない部分がありますので、そのことについてどのように見てきておられるのか、また、川南町では、いわゆる一般質問なんかでもあったようなんですけれども、そういう動向調査を行っていらっしゃるのかどうかお伺いしたいと思います。また、もし動向調査を行っていないということであれば、私、ぜひね、動向調査をお願いしたいんですよ。そうしていかないと、先ほども申しあげましたように、川南町の県営事業がスムーズに進捗するのかどうかということが非常に、高鍋町の県営事業について、大きく作用してくるのではないかと心配がありますので、そのことをあえて質疑をさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。このことについては、事務方の受けておる感じとしてのお答えの仕方をさしていただきたいと思います。

現時点におきまして、川南町においては、前町長と同様な施策をもってこの事業に対応しておられるというふう感じておられます。そういう意味合いで、事務方の中での協議の内容の変更は全くありません。

もしも、いろんなことが想定されるというお話でございますが、現にダムは完成しております。現在、検査を受けてそれが実際に運用できるかどうかの試験中であります。ですから、その後については、有効活用するための計画変更とか、そういうことの可能性はありますけれども、現時点においては、先ほど申しましたとおり、何ら変更もなく進めておるところでございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第38号高鍋町課設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。私は介護保険の開始当初から、税務課が徴収関係については担当するのが妥当ではないかとの意見を持っていましたので、理解できるんですけれども、現在雇用している徴収嘱託員配置については、どのようになっていくのかということ。

また、保育料については、税と違って方針などの違いが生じるのではないかと考えておりますけれども、どのようにされるのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

業務移管をすることによる職員の配置についての御質疑でございますが、徴収業務を効率よく行い、収納率を向上させることを目的として行うものであります。嘱託員につきましても、正職員につきましても、いかに配置すればその目的に沿うことができるか、業務量や事務分担手法等、十分検討しながら配置したいと考えております。

また、保育料の徴収業務移管により、保育事業の方針に違いが発生するののかとの質疑ありますが、入園児に対しその処遇等に関しましては何ら方針に変更が生じるものではありません。ただ、その保育料徴収の方針につきましては、地方税の滞納処分例によって処分することが可能ですので、税と同様の方針で臨むこととなります。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。確かに、地方税の滞納処分と同じような扱いができるという事は存じておりますけれども、従前は、当時副町長が福祉課長であった時代は、何十年分も保育料を不納欠損としてこなかったと。その理由が、なぜしないのかと、逆になぜしないのかと、不納欠損がなぜできないのかということを質疑をしたときに、やはり、ほかの保育料を滞納していらっしゃる家庭と、きちんと納めていただいている家庭との、やっぱり、そういう考え方をしっかりとしていくためには、納めていただくということが前提であって、不納欠損としないという方針でずうっと臨んでこられたんですね。私は、そういうのはよくないんじゃないかと、十何年、20年もほったらかして、逆に言えば、要するに、保育料を滞納した世帯の人が、逆にその子供が、保育料を納める時代になってもまだ、自分の小さかったときの保育料をね、滞納で残っている状況っていうのは非常にまずいんじゃないかということで、私も再三、まあ、あんまり不納欠損とすることを勧めるわけではございませんけれど、そういうので事務が停滞すると非常にまずいのかなというのもあると、そういうお話し合いをした経緯がありますけれども、その問題について、方針がどのように変更されてきたのか、その経過を少しお伺いしておかないと、税と一緒に感じるからずうっと臨まれていくのかどうかというところの、ちゃんと皆さんに御説明を申し上げないとイケませんので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。議員の申されましたとおり、平成——たしか21年度にこれまで、まあ、積み残してきたということになるかと思いますが、処分をしなかった部分について詳細に調査をいたしました。基本的には、納めていただく方向で考えているけれども、どうしても居所不明、所在不明という方、法にのっとり、しかも客観的に処分したほうがいいたろうというものについて、平成21年度に処分させて

いただきました。方針としては、基本的な問題については、公平性を保つという観点からいきますと、すべての皆さん方に納めていただくということで臨んでいくわけですが、先ほど町長が申しましたように、地方税の滞納処分の例によりながら、今後はやっぱり、子供さんを預けておるから支払い義務が生じるんであって、そこはきちっと押さえながらですね、税と同様な方針で臨むということになるかというふうに思います。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第39号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。廃棄物処理委託国営造成施設管理体制整備促進事業、滞納整理システムなどの債務負担行為についての算定基礎は、どのようになっているのかお伺いします。

歳入関係で民生費補助、土木費補助、雑入、臨時財政対策債について、歳出と関連してどのような要綱に基づいているのかお伺いします。

歳出では、諸費、地方バス路線維持が主ですが、ついて、県との協議、どのようになっているのか。母子福祉費は、乳幼児医療費について、特にどのような疾病、早期治療が行われているのか、対策や啓発は行っているのかお伺いしたいと思います。農村施設費について、具体的にはどのような工事を計画しているのかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。まず、債務負担行為関係でございますが、この債務負担行為につきましては、地方自治法第214条において「普通地方公共団体が債務を負担する行為をする際には、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。」とされております。今回の補正予算で設定いたしております債務負担行為は、支出の原因となります契約等の事務執行に係る債務を負担するだけの権限に基づく行為分でありまして、現金支出を必要とする経費に関しましては、改めて24年度の予算に計上することとなっております。なお、今回計上しております債務負担行為につきましては、事業内容あるいは見積書等をもとに、期間や限度額の設定をしているところでございます。

次に、今回計上しております民生費県補助、土木費県補助、雑入についてでございますが、それぞれ補助要綱等に基づいて積算したものを予算計上しております。また、臨時財政対策債につきましては、地方の財源不足に対処するために地方財政法第33条の5の2に定められております地方債でございまして、いわば地方交付税の代替分として発行されるものでございますので、その算出に当たりましては普通交付税と同様のものがございます。また、直接的には、歳出との関連はございません。

次に、地方バス路線維持費補助金でございますが、この廃止路線代替バスにつきましては、町などが運行しているバス路線の赤字分を県の補助要綱に基づきまして関係市町、及

び県で負担するようになっておりまして、特にこれに関して協議を行うということはございません。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。農村施設費の工事請負費につきましては、地域用水環境整備事業において整備をされました、宮田地区親水公園の用水路に大量の土砂が流入しております、その通水断面の確保のためにしゅんせつを行うものでございます。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。乳幼児医療費について、どのような疾病があるのかとの御質疑でございますけれども、国民健康保険のデータで見ますと、乳幼児で一番多いのは呼吸器系、いわゆる風邪での受診が多くを占めております。また、早期治療が行われているのか、対策は立てられているのかとの御質疑でございますが、生後3カ月から3歳6カ月まで乳幼児健診を実施をいたしまして、子供の成長、それから保護者に聞き取り調査を実施しながら、気になる児童がいた場合に、早期の受診を勧めながら治療が行えるようにしているところでございます。また、乳幼児健診以外にも、育児学級や遊びの教室など育児支援事業を通じて、子供の発達について相談を行っておりますので、その中で早期に発見できるものもあると考えておるところでございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。委託料の中で、福島県の花見山などと同じように、観光資源としての開発を想定しておられる——大師付近の開発を考えておられるのではないかなと。花守山整備事業設計委託というのが出ておりますけれども、観光客を呼び寄せても、おもてなしをするのは地域住民なんですね。これ、地域住民とのコンタクトはとれているかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、先ほど母子福祉費についての答弁の中で、特にどのような疾病というのは理解できたんですけども、早期治療というところでお話をした、私が質疑をしたかった内容というのは、医療費がやはりこれだけ高騰してきているというのは、ひょっとしたら風邪についても、もう当初の「コホン」とせきをしたときに行ってるんじゃないかと、熱が出たりとか、その後にやっぱり行ってらっしゃる、要するに、お医者さんに行ってらっしゃることが多いんじゃないかなというふうに考えているわけですよ。だから、最初、軽い状況であればお医者さんに行くのもなかなか費用がそうかからずに済むのではないかなというふうに、私は思ってるんですね。それが早期治療ということでちょっと申し上げたつもりだったんですけど、言葉が足りなかったために、答弁がちょっと、私の思ってた答弁とちょっと違いますので、そのところもう一度答弁をお願いしたいと思います。（発言する者あり）

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。今、花守山の件につきましては、御指摘

のとおり、地域住民等との協議がなされておりません。ただ、この構想につきましては、観光協会において、地域住民との、ある程度の協議はなされているというふう存じておるところでございます。

ただ、この宮崎県口蹄疫復興対策運用ファンド事業の目的とするところが、口蹄疫により被災された地域の経済、県民生活の回復にあるということで、この郡内の、西都市を含む郡内の構想、計画が、私どもが通常やります事業ほど煮詰まった状態での補助金の確定というようなことではございません。ですから、今から実施に基づく測量設計を行うまでの間に協議を重ねてまいりたいというふうに考えているところでございます。また、このことにつきましては、私どもの庁舎内の関係課、町長、副町長を含めてですね、御指摘があったことを一番に心配をされておって、我が課に対してそのような御指摘があったことは申し添えておきたいと思っております。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。乳幼児の疾病が発現する前の対策という意味でお答えをいたしますと、今現在、子供さん方に対する法定伝染病に関する予防接種、それから、例えば任意の予防接種でありますと、ヒブでありますとか小児肺炎球菌ワクチンの予防接種、それから、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、大体半年から1歳刻みで健康診断、健康相談を行っております、その後、気になる子供さんたちには、追跡的に家庭訪問等、それから「こんにちは赤ちゃん事業」等やっておりますので、かなり厚く手だてをしながら子供さん方の健康状態を見守っている状況でございますし、それから、乳幼児医療費につきましても、1診療350円の自己負担で、ほぼいつでも病院にかかれるという状況はつくっておりますので、その中で、病気が発現する以前と、発現したから以降の治療については、現在対応できているものと考えております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。私、くどいようなんですけれども、あの大師一帯の開発については、整備しても導入路、及び古墳関係の文科省も関与することが大いにありますので、連携をどのようにしていくのかとか、まだ問題が解決されていないことが幾つかございます。

また、特に地形については、あそこ防災ダムもありますように、下のほうは、わかっていらっしゃると思うんですけど、下部が急傾斜地であり、地盤が、岩の上に堆積土があるという状況なんですね。開発には不安感を持っていらっしゃる方も地元の皆さんに少なくありません。そのことで私、非常にやっぱ心配をしているのは、口蹄疫の復興ファンドを利用するっていうことは、非常に時期的にもうやむを得ないのかなという気持ちを持ちながら、まだ話し合いが進んでいない、要するに、お金があつて話し合いをするっていうことではなくて、話し合いをしてお金を持ってくるつつうのは、全然、観光開発でも違うんですね。やり方が。地元皆さんが一応ちゃんと了承した上で、その上で、これに対する補助が何かないのかということで探してきたお金と、お金があるよと、じゃ、これでこうす

るよというのでは全然ね、先ほど私申し上げたと思うんですけど、観光客の皆さんがもし来られるようになるような場所になったとしても、地元の皆さんが、そっぽを向いたら何にもならないわけですよ。そうじゃなくて、町民挙げてやはりおもてなしをする体制をしっかりと構築していかないと、せっかく観光開発事業行ったにしても、地元の経済の発展には何ら寄与しない、そういうことにもなりかねないんじゃないかという危惧をしてるんですね。だから、開発については、十分に、慎重に、やっていかないと、お金だけ使って結局何にも残らなかったということになれば、逆にこれは、執行部の責任がね、問われる状況が出てくるんじゃないかなというふうに思うんです。

一番大事なのは、私は、美術館の——つくるときに、どれだけお客さんが来ますかと、要するに美術館を見に来られる方が来ますかという、前の町長の答弁のときにこういう話がありましたよ。ルピナスパークも整備される、年間40万人が予想される、それがこっちに流れてくるんだというふうにね、当時お答えになったと思うんです、当時の町長がですね。決して、ここ、ルピナスパークが整備されても、美術館が開園しても、それほどのお客さんが来ていただけるという実態は、今までありません。これはもう仕方のないことです。

だから、数値を高くして、ハードルを高くしてやるのは、私、一向に構わないと思うんですけれども、本当にそれをやり切れなければ、私は高鍋町の経済発展には何ら寄与しないと思うんですね。

私が一番大事に思っているのは、地元住民の皆さんだけでなく、この高鍋町の住民の皆さん自身が、例えば花守山をつくってもその後をどうやって維持管理していくのか、その体制なり、そういうものをしっかりと構築していかない限り——だから福島県の花見山の状況、これはもう議員の方も当時観光協会で見に行かれたと思うんですけれども、観光協会で見に行かれていろいろ話をお聞きになってわかってると思うんです。私は花見山のある福島県にお電話をして、当初確かめました。これは、新富町の黒木さんという、いわゆるお花をね、今、3万人とか4万人とか観光客——芝桜で来ていただいとることなんですけれども、すべて個人が最初始めたのを後でこうしたらいいんじゃないかということで予算がついて、ようやく今の形っていうのができ上がった。だからこそ年間、30万、50万、100万と観光客の方が来ていただけるような山になった。どんな山にしてゆこうかと、どんな花を植えようか、どんなことをしようかということを経年毎年やはり論議を、来年度分を論議をしてらっしゃるわけですね。だから、議論をしていく一番最初のもともとは、やはり自分たちの町をほかの人に見てほしい、観光客の人にいっぱい来てほしい、そういう思いがやっぱり一致した、住民と観光協会との一致した考えがあるからこそ成功している例だと思うんですね。それがないと成功できない。私は、せっかくこういう計画を立てたのであれば、まず、住民の皆さんとの協議を最初に行いながら、その後でしっかりとそういうことを構築していく、予算関係も出していく、そういうことをしていかない限り、私、成功を望めないと思うんですね。またしりすぼみになってしまうおそれ

がある。もったいない。これだけのお金を使っていくのだから、私、成功させなければならぬ、成功したためしはないと思うんです。成功させなければじゃなくて、住民の皆さんがそのまま気持ちが一緒にならないと、この問題はできないと、そういうふうを考えてるんですね。だからこそ、先ほど、第2問目で聞きましたけれども、地域住民との協議はなされていませんと、そういう答弁があったときに非常にね、悲しい思いがしました。だから、地域住民との協議を何回も重ねて、その上でこの予算が出されたのであれば、それは私も十分納得できると思うんです。だけど、この予算を出したときに、意外な関係がして、上のほうだけがなあとなく上滑りするんじゃないかなというふうに思ってるんですね。それが心配なんですよ。だから私こうやって質疑を行ったんですよ。ほんとは委員会でね、もっと審議をね、していただく部分じゃないかなと思うんです。私は委員会が別だから、こういう質疑になりましたけれども、できるだけですね、地域住民とどうしていくのか、コンタクトをどうとっていくのか、地元のそういう地形の調査っていうのはやられたのか、やっぱ、その辺のところをしっかりと答えていただかないと、この農村施設費についてですね、非常に危惧される部分がいっぱい出てくる。私は、そのところが心配だけなんです。だから、事業そのものにですね、賛成とか反対とかいう立場でなくて、もっと事業についてちゃんと地域住民とお話し合いをしてきましたかと、そして同意はとれてますかと、どんなものにしていくつもりですか、そういうところが最初にクリアされておかないと、この予算を出した時点で、先ほどもありました、町長も副町長も心配されて聞かれたところですよと言われましたよね。だから、町長も副町長もやっぱ、そこが一番心配してらっしゃることだろうと思うんですよ。事業をやってもそれが実にならなかつたら、また住民の皆さんから批判を受ける。最終的に、批判を受けて大変な思いをするのは、町長であり副町長だろうと思うんですね。私は、だから、そこが一番心配なんですよ。そこが、だから、同意がとれてないときに予算を計上するなんちゅうこと自体が、協議をしてない状況で予算を計上すること自体が、非常に、私は、執行部としてね、冒険をし過ぎるんじゃないかなというふうに私は思っています、ので、答えていただきたいと思います。これからですね、何回ぐらい話し合いを持って、どういうふうな流れの中で進めていきたいと思っていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。で、委託料ですので、これコンサルタントなんかとかですね、そういう地形調査なんかのほうにも委託をされるんじゃないかなというふうに思いますけれども、具体的には、流れの中でどのようにしていきたいと、どういう系統のコンサルタントをお願いをして委託をしていくのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。御質問が多岐にわたりましたので、もし回答に漏れがありましたら、御指摘をいただきたいと思います。

まず、地域住民との協議の件につきましてでございます。本事業につきましては、花守山の主体となる大師につきましては、NPO法人の高鍋町観光協会が寄贈を受けて、現在

ではもう観光協会の所有物になっております。観光協会を構成する方々によって、ここを、まあ、花守山的な、花見山的な観光地としての開発をしていきたいと、そういうことで補助事業等はないかというような御要望がございまして、たまたまこの復興ファンド事業の交流人口の増大という面で適合するというので、私たちは県に要望をしたものでございます。

そこで確かに、地域住民との協議はいまだ入っておりませんが、危惧してる問題としては、御指摘にありました文化財保護法第93条土木工事のための届け、そういうものに対するもの、それから急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条の急傾斜地危険区域内の工事等については県知事の許可が必要、それから森林法の第4条に基づく森林整備計画、それで造林補助的なものを受けておりますのでそういうものの返還、それから、議員のほうで御指摘のありました、その管理についてどのようにするのかっていうようなことが課題として、設計に至るまでの間におおよその片づけをしなきゃならないっていうふうに考えているところでございます。それにつきましては、私どもとしてもこの予算を上げて、このファンドの計画は5カ年間となっております。それまでの間に完成をしなきゃなりません。そこで、おおよその概算の数字で予算要求をして、これからこれらの法律をいかにクリアするか、そういうものを協議しながら地域住民の方に御不安を与えないような、そしてなおかつ管理、あるいは花見山を、あるいは大師を活かすようなですね、地域住民の活動が行えるのか、そういうものについて協議を図っていききたいと、それを、何回というようなことではなくて、この議会が終了後ですね、議案を見ていただきますと、予算の執行につきましてはですね、今年度中には行えないような状況になっておりますので、でき得る限り慎重に事を進めていききたいと、協議を進めていききたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。今、その事業の中身につきましては、花守山については、観光協会に補助をして、観光協会が実施主体となって行う予定としております。

それから導入路、それから災害にかかわるような可能性のある部分については、排水とかですね、町が主たる業務を担おうというふうに基本的な考えを持っております。入り口部分の道路につきましては、そういう意味合いで町として実施したいというふうに考えております。でき得る限り、大型バスが入るような発想での検討をしておるところでございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第40号平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第41号平成23年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号平成23年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。地域密着型が居宅介護利用へとなった理由は調査していらっしゃるのかどうかお伺いしたいと思います。

また、高鍋町については、車で走ってみると、非常に多くのデイサービスの拠点ができていて、お医者さんが多ければ介護保険を使う人たちも多くなるんだなというふうに思えるような、本当にあちこち乱立している状況なんですけれども、どれだけの居宅やデイサービス事業者が存在しているのか、近年で増加した理由は何なのか、そこを調査していらっしゃるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。地域密着型が居宅介護へ変更になった理由でございますけれども、これは補正予算書の増減額に基づいての御質疑かと思いますが、地域密着型、これは、いわゆるグループホームに関するものでございまして、入所に関しましては第四期、現在の介護保険事業計画——平成23年度までの計画でございますが、この当初計画値では、グループ入所者を56人を見込んでおりましたけれども、町内現在5施設、定員45名のところに平成23年度におきましては、四十一、二名程度の利用ということになってございまして、毎月大体二、三名のあきが出ている状況にあります。それから、グループホームへの通所介護につきましても、計画値が10人でございましたけれども、現在利用者が1名から4名程度ということになっております。この要因といたしましては、認知症、または認知機能低下といった審査がなされた方に利用が限定される施設ということでございますので、しかも、近隣の町の施設整備も加わったことから特別養護老人ホームに流れている傾向にあります。

現在の居宅サービス事業所につきましては、平成22年度が5事業所、平成23年度が2事業所——これは増加数でございますが——増加となっておりますが、高鍋町全体では現在、居宅介護サービス事業者は33事業者ということになっております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

以上で総括質疑を終わります。

お諮りします。議案第37号から議案第39号までの3件につきましては、お手元に配

付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号から議案第39号までの計3件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りします。議案第40号から議案第42号の3件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号から議案第42号の3件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

なお、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長を指名したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長が決定いたしました。

○議長（山本 隆俊） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで本日は散会します。

11時から特別委員会を開催したいと思えます。第3会議室にお集まりいただきたいと思えます。

午前10時45分散会
